

反社会的勢力に対する基本方針

平成27年9月28日

理事長 決 定

令和7年4月1日

理事長 決 定

独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）は、社会の秩序や安全に脅威を与える暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、反社会的勢力共生者及びその他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力等」という。）との関係遮断を明確にするため、以下の基本方針を定め、これを遵守する。

- 1 会館は、会館の社会的責任を踏まえ、反社会的勢力等と一切の関係を持たず、反社会的勢力等による不当要求に応じない。
- 2 会館は、反社会的勢力等からの不当要求に対しては、民事及び刑事の両面から法的対応を行うものとする。
- 3 会館は、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築する。
- 4 会館は、前各項に規定する措置を講ずるに当たって、組織全体として対応を図るとともに、反社会的勢力等に対応する役職員等の安全を確保する。
- 5 会館は、反社会的勢力等に対する資金提供及び便宜供与を一切行わない。
- 6 会館は、反社会勢力等を一切の契約の相手方としない。契約締結後、相手方（再委託先等（再委託先（委託が数次にわたるときは、全ての再委託先を含む。）及び契約の相手方又は再委託先等が会館との契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）を含む。）が反社会勢力等であることが判明した場合は、契約を解除する。会館と契約を締結しようとする者は、契約の締結をもって、反社会的勢力等でないこと及び次項に該当しないことを表明・確約したと見なす。

- 7 この方針は、次の各号に掲げるものに対しても適用する。
- 一 反社会的勢力等が経営を支配している者。
 - 二 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者。
 - 三 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力等を利用する等している者。
 - 四 反社会的勢力等に対して、反社会的勢力等であることを知りながら資金等を供給し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者。
 - 五 反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有する者。
 - 六 会館に対して、脅迫的な言動、不当な要求又は暴力を用いる行為（これに準ずる行為を含む）を行う者。
 - 七 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて会館の信用を毀損し、又は会館の業務を妨害する行為（これに準ずる行為を含む）を行う者。